

令和2年度 第6回

上島町農業委員会
議 事 録

令和2年9月3日

開	会	令和2年9月3日 8時30分		
閉	会	令和2年9月3日 9時10分		
開催場所		上島町岩城総合庁舎2階 大会議室・小会議室		
現 地 見 回 り	日 時	① 8/28 10:00	② ③ 8/28 9:00	④ 8/28 15:30
		⑤ 8/31 9:30		
	農業委員	① 村上 良一 委員	② 濱本 等 委員	③ 仲平 まゆみ 委員
	推進委員	④ 小西 佳子 委員	⑤ 平岡 修 委員	
	事務局	田中 耕造		
出 席 委 員		古本 貢 委員	小西 佳子 委員	蔵谷 重文 委員
		村上 穂 委員	竹垣 有奉 委員	砂川 正治 委員
		村上 良一 委員	西原 邦彦 委員	左高 武實 委員
		中谷 秀彦 委員	岡辺 恒一 委員	村上 啓祥 委員
		村上 寛仁 委員	平岡 修 委員	濱本 等 委員
		児玉 昭一 委員	森本 隆人 委員	仲平 まゆみ 委員
欠 席 委 員				
職務のため出席した者の氏名		黒瀬 智貴	田中 耕造	大岡 真由美
		村上 晃子		
議事録署名人		小西 佳子 委員	蔵谷 重文 委員	古本 貢 委員
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)	
		第2号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)	
		第3号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)	
		第4号議案	農地法第3条許可申請について(弓削)	
		第5号議案	農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城)	
		その他	前回の総会における処理状況について	
			前回の質疑事項について	
			その他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度第6回上島町農業委員会総会を開会致します。本日は、全委員が出席です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より召集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。小西佳子委員、蔵谷重文委員、よろしくお願います。
第1号議案	議長	それでは議案審議に入ります。第1号議案を上程します。農地法第3条申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		以前、使用貸借で農地法3条申請して許可したところの再申請の案件になります。
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。権利取得後の経営面積が別段の面積を規定した下限面積未満の場合。権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、全ての不許可の要件に該当しないとの判断です。
		第1号議案の説明は以上です。
	議長	使用貸借の継続案件になりますので、現地確認は1名です。現地確認された村上良一委員の説明を求めます。
	村上良委員	先日、現地確認に行ってまいりました。それで大体、畑の周囲が荒れているのと、園地も半分、荒らし作りの感じがしたんですが。まあ整品らしき物は、たくさん出来ないんじゃないかなという感じは受けました。以上です。
	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	竹垣委員	1ページの対価、賃料の額が0円という事なんですが、この二人の関係は、親戚か何かになるんですか？
	事務局	お二人は親族とかという関係ではないです。知人、友人という間柄です。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。
		それでは、第1号議案を賛成の方は、挙手をお願いします。
	採 決	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、許可といたします。
第2号議案	議 長	それでは、第2号議案、第3号議案は関連がありますので一括上程しま
第3号議案		す。農地法第3条の申請について事務局からの説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		以前から耕作されていたようですが、今回、使用貸借を申請されます。
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可
		されません。権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率
		的に耕作すると認められない場合。権利を取得しようとする者が、原則年間
		150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。権利取得後の経
		営面積が別段の面積を規定した下限面積未満の場合。権利取得後の耕
		作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効
		率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる
		場合。となっており、全ての不許可の要件に該当しないとの判断です。
		第2号議案、第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された濱本委員、仲平委員の説明を求めます。
	濱本委員	8月28日、仲平委員と事務局と3人で現地確認をしました。議案第2号の
		場所なんですけど、今井製作所の横の方の平地で、この方は、もう10数年
		前から、この土地を借りてレモンやせとかを作っております。今まで、賃貸契
		約を結んでなかったんですけど、この度、このように賃貸契約を結ぶよう
		です。毎日、この方はこの畑に行って農作業をしております。畑の周りは、
		写真では分かりにくいんですけど、平地で道路があって、畑の周り全部、車
		で行けるようになっておりますので、作業の効率は良いと思われま
		す。このまま農地を作ってくれば良いと思います。
		続きまして、3号議案ですけど、場所は今井製作所の北側、上側で、陽当
		たりは良く、ちょっと傾斜があるんですけど、ここも申請者はずっと数年前か
		ら作っていました。現在、雨が降ってないので、毎日灌水をしております。こ
		この3号議案の場所には、せとかを100本か植えておりまして、結構、良い
		品物を作っております。陽当たりも良いし、周りもみんな作っていますので、
		これからも作ってもらいたいと思います。以上です。
	議 長	ありがとうございます。続いて仲平委員をお願いします。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	仲平委員	濱本委員の説明のとおりで、特に付け加えることもなく、このまま、問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	竹垣委員	書類の作成の仕方なのですが、1号議案では2ページにあるように、借入地、3,000㎡と書いてあるんですが、この2号議案、3号議案では借入地は下に無いんですね。これはどういう事ですか。どっちが正しいんですか？
	事務局	1号議案については、以前、使用貸借の手続きをされていて、その期間が過ぎたという事で、借入地と記載しています。今回の場合は、以前から作られていたんですけど、そういった手続きはされていなくて、借入地というのは除いております。
	竹垣委員	それと、順序ですけどね。いわゆる2号議案で3号議案のせとかが入っているんですけども、極端に言ったら、2号議案、3号議案、4号議案とたくさんあった場合ですね、これ全部ここに記載せんといかんのですかね？その2号議案だけは、レモン畑の2,000㎡だけでいいんじゃないか。3号議案にせとかが入ってくるんじゃないか。だけど2号議案にせとかを入れていますよね。こういうやり方で行く訳ですか？
	事務局	これが、もし10アールに満たない申請で2件出てきた場合、当然、10アールに満たない下限面積未満だと許可が下りません。申請する方が一度に2件分の申請をされて、許可後の経営面積を合計しないと1筆だと不足する場合、例えば1件の申請が500㎡だと1000㎡に足りませんから、不許可要件に該当します。それだとちょっと難しいという事で、2件の作付予定を一緒に書いています。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	採 決	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、許可といたします。 続いて、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	採 決	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、許可といたします。
第4号議案	議 長	それでは、第4号議案を上程します。農地法第3条許可申請について事務局からの説明を求めます。
	事務局	(内容説明) 以前から管理されていたようですが、今回、使用貸借を申請されます。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。権利取得後の経営面積が別段の面積を規定した下限面積未満の場合。権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、全ての不許可の要件に該当しないとの判断です。 第4号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された平岡委員、小西委員の説明を求めます。
	平岡委員	農地法第3条の規定にかかる申請がありましたので、8月31日に担当者に同行し、現地確認してまいりました。申請地の所有者は町外に居住しており、以前より隣接している借受人が管理しておりました。1枚物の畑として周囲も鉄柵で囲われております。現地写真では手前が写っていませんが、きっちりと鉄柵で整備されています。農道付近には野菜、奥側は柑橘畑となっており、管理状態も問題なしと考えられます。以上です。
	議長	ありがとうございます。小西委員お願いします。
	小西委員	私は、8月28日に事務局と一緒に現地確認してまいりました。申請者の家からこの畑まで目と鼻の先で、きれいに作られています。この方、高齢ですけれど、ミカンなど農協に出荷されていますので、良いんじゃないかと思えます。以上です。
	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。 (意見なし)
	議長	無いようですので、採決に移らせて頂きます。 それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	採決	(全員挙手)
	議長	全員賛成という事で、許可といたします。
第5号議案	議長	第5号議案を上程します。農用地利用集積計画(案)について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明) 利用権の設定を受ける方は、認定農業者になります。 農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、農用地の全てを効率的に耕作すること。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	年間150日以上農作業に常時従事すること。となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。
		第5号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された濱本委員、仲平委員の説明を求めます。
	濱本委員	8月28日、仲平委員と事務局の3名で現地確認を行いました。先程、事務局が説明しましたが、申請地の横、10ページの334番1と332番ですが、写真でも分かるように長いハウスが一枚の畑として建っております。左側の352番1と350番1にもハウスを建てております。この方は事務局が言ったように認定農業者で、申請地には紅まどんなを植えております。この紅まどんなは、10数年前から植えており、今まで賃貸契約せずに作っていたんですけど、今回、新たに賃貸契約するという事です。紅まどんなは、JAの剪定の専門の方に頼んで、結構、綺麗に剪定されています。申請地の周りには、自分の畑で定期防除も一緒にできて丁度良いし、畑も綺麗に作っておりますので、このまま作ってもらいたいと思います。以上です。
	議 長	ありがとうございます。仲平委員お願いします。
	仲平委員	濱本委員の説明のとおりで陽当たりも良く、条件の良い農地だと思いますし、よく手入れもされています。特に問題はないと思います。
	議 長	ありがとうございます。以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
		(意見なし)
	議 長	意見が無いようなので、採決に移らせて頂きます。
		それでは、第5号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	採 決	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、町から諮問された第5号議案に係る計画案が適正である旨答申します。
(閉 会)	議 長	それでは、以上をもちまして令和2年第6回農業委員会総会を終了いたします。